

お孫さまの未来のために、今できること。

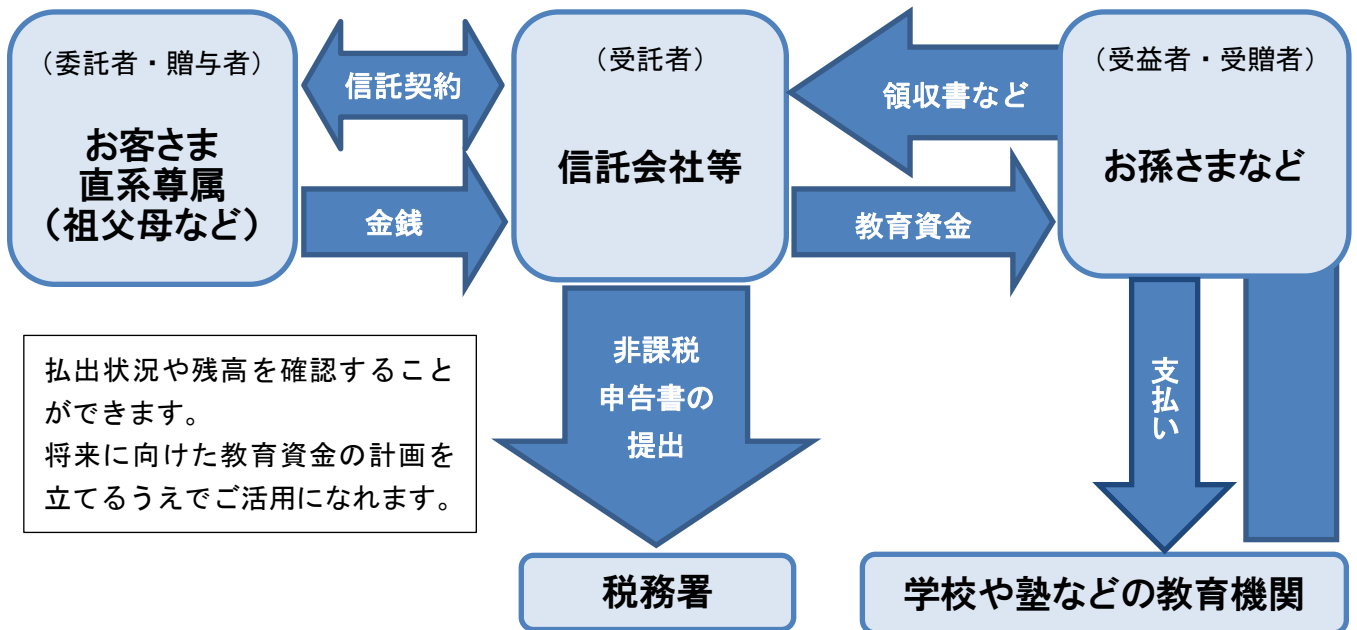
～教育資金の一括贈与に係る非課税措置のご利用を検討されているお客さまへ～

教育資金贈与信託のポイント

- ① 将来の**教育資金**をまとめて贈与した場合も非課税
- ② 贈与を受ける方(受贈者)は**30歳未満のひ孫・孫・子**など
- ③ 贈与をする方(贈与者)は**直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母)**など
- ④ 受贈者1人あたり**1,500万円(学校等以外は500万円)**が上限
- ⑤ **平成25年4月1日から平成31年3月31日**までに拠出されるものが対象

教育資金贈与信託の仕組みと特長

信託会社等の社員が、教育資金贈与信託の詳しい仕組みや費用などについてご説明をします。



このような方におすすめします。

- ① ご誕生になったお孫さまなどへ贈与を検討されている方
- ② 多額の教育資金を必要としているお孫さまなどへ贈与を検討されている方
- ③ 30歳未満のお孫さまなどへ毎年贈与をおこなっている方